

川俣町公式ホームページ広告掲載に関する取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、川俣町がインターネット上に公開している川俣町公式ホームページ(以下「町ホームページ」という。)に掲載する広告の取扱いに関して必要な事項を定めるものとする。

(掲載の範囲)

第2条 町ホームページに掲載することができる広告は、バナー広告(町ホームページ内に広告の画像を貼り、広告を掲載する者(以下「広告主」という。)の指定するホームページにリンクするものとし、町の公共性及びその品位を損なうおそれのないもので、次のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 法令、条例及び規則等に違反し、又は抵触するおそれのあるもの
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に掲げる営業に係るもの
- (3) 青少年の健全育成を阻害するもの及びおそれのあるもの
- (4) 政治活動、宗教活動及び個人の宣伝等に係るもの
- (5) 公序良俗に反するおそれのあるもの
- (6) 貸金業法(昭和58年法律第32号)第2条第1項に規定する貸金業に関するもの及びこれに類するもの
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団その他反社会的団体が関与すると認められるもの
- (8) 他者を誹謗中傷する内容を含むもの
- (9) その他町長が不適当と認めるもの

(広告の掲載順序)

第3条 掲載する広告の順序は、次のとおりとする。

- (1) 国、地方公共団体、公社、公益法人及びそれらに類するものに係る広告
- (2) 民間企業等のうち、公共的性格を有する企業で、町内に事業所等を有するものに係る広告
- (3) 前2号の規定に該当しない企業で、町内に事業所等を有するものに係る広告
- (4) 前3号に掲げるもののほか、町長が認めるもの

(広告の掲載位置)

第4条 広告を掲載する位置は、町ホームページのトップページで町長が指定する箇所とする。

(広告の規格等)

第5条 町ホームページに掲載する広告の規格は、次のとおりとする。

- (1) 大きさ 天地60ピクセル、左右120ピクセル
- (2) 画像形式 GIF形式
- (3) 容量 5KB以内

(広告の掲載料)

第6条 広告の掲載料は、1枠につき月額5,000円(消費税を含む。)とし、連続6箇月の掲載を希望する者については、25,000円(消費税を含む。)、連続12箇月の場合は50,000円(消費税を含む。)とする。

（広告掲載の募集）

第7条 広告掲載の募集は、必要に応じて町ホームページ及び広報かわまたにより行うものとする。

（広告掲載の申し込みと決定）

第8条 広告を掲載しようとする者（以下「申込者」という。）は、川俣町ホームページ広告掲載申込書（様式第1号）に定める書類を添付して、町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の申し込みがあったときは、ホームページ運営委員会による審査を経て、掲載広告を決定し、川俣町ホームページ広告掲載・不掲載決定通知書（様式第2号）により申込者に通知するものとする。

（広告掲載料の納付）

第9条 広告掲載の決定を受けた広告主は、広告掲載開始日の7日前までに広告掲載料を納付しなければならない。

（広告原稿の作成と提出）

第10条 広告原稿は、町が指定する方法により広告主の負担で作成し、町が指定する期日までに電子データにより提出するものとする。

（広告の掲載期間）

第11条 広告の掲載は1箇月を単位とし、1回当たりの掲載期間は12箇月を限度とする。

2 広告掲載期間中、町の都合によりホームページを閉鎖した時間が生じたときは、当該閉鎖時間を24時間で除して得た日数（端数時間切捨て）に相当する期間、広告掲載期間を延長するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、システム及び機器の定期保守によりホームページを閉鎖した場合は、広告掲載期間の延長を行わない。

（広告主の責務）

第12条 広告の内容に関する責任は、広告主が負うものとする。

（広告掲載の取り消し）

第13条 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、広告の掲載を取り消すことができる。

（1）指定する期日までに広告掲載料を納付しなかった場合

（2）指定する期日までに原稿を提出しなかった場合

（3）広告主又は広告内容が不適当と判明した場合

（広告掲載料の還付）

第14条 町長は、広告掲載料を受領した後に、広告主の責めに帰さない事由により広告を掲載できなかったときは、その全部又は一部を還付するものとする。

（広告掲載の取下げ）

第15条 広告主は、自己の都合により、書面を沿えて広告掲載の取下げを町長に申し出ることができる。この場合において、既に納付されている広告掲載料は、還付しない。

（その他）

第16条 この要綱に定めるもののほか、広告掲載について必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。